

議案第 30 号

専決処分の承認を求めるについて

行田市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

行田市長 行 田 邦 子

処分第 3 号

専 決 処 分 書

行田市税条例の一部を改正する条例

上記の条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

行田市長 行 田 邦 子

行田市税条例の一部を改正する条例

行田市税条例（昭和２５年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１１条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１２条中「、第６９条の７第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第６９条の７第１項の申告書、第８５条第１項」を「第８５条第１項」に改める。

第２６条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「（という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第６９条第１項中「３輪以上の軽自動車に対し、当該３輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって」を「軽自動車等に対し、その所有者に」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第６９条の２第１項中「軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を「買主を」に改め、同条第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第６９条の４から第６９条の９までを削る。

第７０条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７１条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７２条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７２条の２（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７４条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改める。

第７５条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７６条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 77 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 78 条第 2 項中「第 69 条第 3 項ただし書」を「第 69 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 3 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 3 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 3 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 3 条の 3 とする。

附則第 3 条の 5 第 1 項及び第 3 条の 8 中「附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 3 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「昭和 57 年度から令和 9 年度まで」を「昭和 57 年度から令和 12 年度まで」に改め、同条第 2 項中「、附則第 3 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 6 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に、「7 分の 6」を「5 分の 3」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 11 項中「附則第 1

5条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条中第12項から第14項までを削り、同条第15項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に、「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第21項を第18項とし、第22項を第19項とし、同条に次の1項を加える。

20 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第6条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公

会堂」を「第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１４条第３項の条例で定める同法第２条第１８号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第１３条の３から第１３条の７までを削る。

附則第１４条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第４４４条第３項に規定する」を「道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」に、「次項から第４項まで」を「次項及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条第２項中「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」を「令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第４４６条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」を「令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第１４条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「前条第２項から第４項まで」を「前条第２項又は第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第１４条の３第３項第２号、第１４条の４第３項第２号及び第１５条第３項第２号中「、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項」を「及び附則第３条の３第１項」に改める。

附則第１５条の２第１項及び第２項中「昭和６３年度から令和８年度まで」を「昭和６３年度から令和１１年度まで」に改める。

附則第１６条第５項第２号、第１７条第２項第２号及び第１８条第２項第２号中「、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項」を「及び附則第３条の３第１項」に改める。

附則第１８条の２第２項第２号及び第５項第２号並びに附則第１８条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第３条の３第１項及び第３条の３の２第１項」を「及び附則第３条の３第１項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の行田市税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の1第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（行田市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 行田市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第 31 号

専決処分の承認を求めるについて

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

行田市長 行 田 邦 子

処分第 4 号

専 決 処 分 書

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

行田市長 行 田 邦 子

行田市都市計画税条例の一部を改正する条例

行田市都市計画税条例（昭和３１年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第１４項」を「附則第１５条第１３項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３２項」を「附則第１５条第３１項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３６項」を「附則第１５条第３５項」に改める。

附則第５項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第６項の見出し中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に、「３分の２」を「４分の３」に改める。

附則第１９項中「第９項、第１３項から第１７項まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３１項から第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」を「第８項、第１２項から第１６項まで、第１８項、第１９項、第２３項、第２６項、第３０項から第３２項まで、第３５項、第３６項、第４０項若しくは第４３項」に改め、同項を附則第２０項とする。

附則第１８項中「附則第８項及び第１０項」を「附則第９項及び第１１項」に、「附則第８項及び第１１項」を「附則第９項及び第１２項」に、「附則第９項、第１１項及び第１２項」を「附則第１０項、第１２項及び第１３項」に、「附則第１１項から第１３項まで」を「附則第１２項から第１４項まで」に、「附則第１３項」を「附則第１４項」に、「附則第１４項から第１６項まで」を「附則第１５項から第１７項まで」に、「附則第１５項」を「附則第１６項」に改め、同項を附則第１９項とし、附則第１３項から第１７項までを１項ずつ繰り下げる。

附則第１２項中「附則第８項」を「附則第９項」に改め、同項を附則第１３項とする。

附則第１１項中「附則第８項」を「附則第９項」に改め、同項を附則第１２項とする。

附則第 10 項中「附則第 8 項」を「附則第 9 項」に改め、同項を附則第 11 項とし、附則第 9 項を附則第 10 項とし、附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め、同項第 3 号中「第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第 5 条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 3 項の条例で定める特定建築物を含む。）」に改め、同項を附則第 8 項とし、附則第 6 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合）

7 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の行田市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税

については、なお従前の例による。

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めるについて

行田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

行田市長 行 田 邦 子

処分第 5 号

専 決 処 分 書

行田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

上記の条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

行田市長 行 田 邦 子

行田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(行田市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 行田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の2」を加える。

(行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第9号）の一部を次のように改正する。

行田市国民健康保険税条例第2条に1項を加える改正規定中「とする」の次に「。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする」を加える。

行田市国民健康保険税条例第20条第1項の改正規定中「同条第5項」の次に「本文」を加え、「得た額」を「得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。